

三田市農業委員会告示第13号

農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条第2項の規定に基づき、別段の面積及び適用区域を下記のとおり定めたので公示する。

平成30年3月20日

三田市農業委員会
会長 中 則 雄

1 別段の面積及び区域

別段の面積	左に掲げる別段の面積の適用区域
1 m ²	三田市田中字糎屋ケ市141番
	同 上 143番
	同 上 145番
	同 上 149番

2 適用の始期

平成30年3月20日から適用